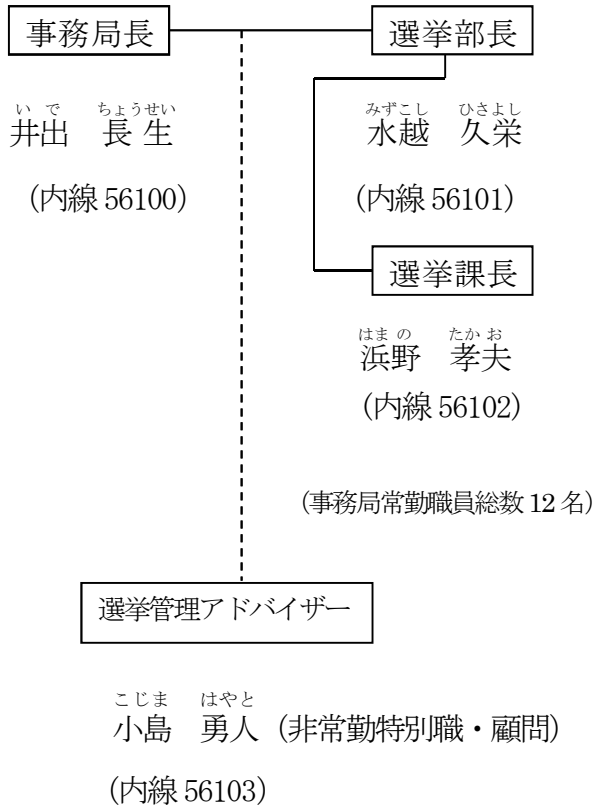


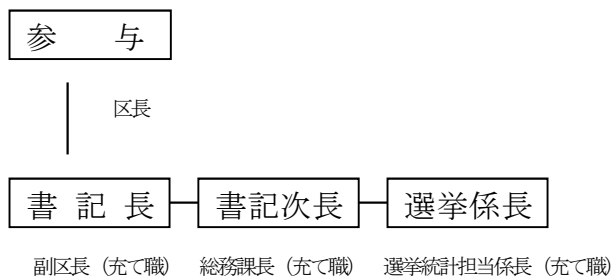
(平成26年4月1日現在)

## 1 市選挙管理委員会事務局の組織及び事務分掌



事務局の人事、予算及び決算に関すること
委員会の運営に関すること
諸会議に関すること
区選挙管理委員会との連絡調整に関すること
区の選挙事務の指導に関すること
各種選挙事務の管理及び執行に関すること
在外選挙事務の管理及び執行に関すること
直接請求事務に関すること
住民投票の事務に関すること
検察審査員候補者予定者の選定に関すること
裁判員候補者予定者の選定に関すること
選挙の統計に関すること
選挙啓発に関すること
明るい選挙推進協議会に関すること
その他選挙等に関係のある事務に関すること

## 2 区選挙管理委員会事務室の組織及び事務分掌



各種選挙の執行に関すること
選挙人名簿の調製及び保管に関すること
在外選挙人名簿の調製及び保管に関すること
選挙の統計に関すること
直接請求の署名審査等に関すること
住民投票の事務に関すること
検察審査員候補者予定者の選定に関すること
裁判員候補者予定者の選定に関すること
選挙啓発に関すること
その他選挙等に関係のある事務に関すること

(平成26年4月1日現在)

## 1 公職の選挙（年度別予定）

年 度	選 挙 名（総称）	任 期	任 期 満 了 日	
26年度	川崎市農業委員会委員一般選挙	3年	平成26年7月18日	
27年度	統一地方選挙	市議会議員	4年	平成27年5月2日
		知 事	4年	平成27年4月22日
		県議会議員	4年	平成27年4月29日
28年度	参議院議員通常選挙（3年毎に半数改選）	6年	平成28年7月25日 (平成22年7月11日に 選挙された議員の任期)	
	※衆議院議員総選挙	4年	平成28年12月15日	
29年度	川崎市市長選挙	4年	平成29年11月18日	
	(川崎市農業委員会委員一般選挙)	3年	—	

※解散により前倒しで執行される場合があります。

## 2 直近の各種選挙の投票率

職 名	投 票 率	執 行 日
市 長	32.82%	平成25年10月27日
市議会議員	46.11%	平成23年4月10日
知 事	46.19%	平成23年4月10日
県議会議員	46.02%	平成23年4月10日
衆議院議員	※59.65%	平成24年12月16日
参議院議員	※55.02%	平成25年7月21日
	※55.49%	平成22年7月11日

※衆・参はいずれも選挙区選挙の投票率



平成26年4月8日

各 位

選挙管理委員会事務局

神奈川県議会議員の定数及び同議員川崎市川崎区選挙区において  
選挙すべき議員の数の改正について（お知らせ）

「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」が制定され、平成26年3月25日神奈川県条例第16号をもって別紙神奈川県公報により公布され、神奈川県議会議員の定数及び本市川崎区選挙区において選挙すべき議員の数が次のとおり改正されましたので、お知らせします。

なお、改正後の当該議員定数及び本市川崎区選挙区において選挙すべき議員の数は、平成27年3月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行されます。

1 神奈川県議会議員の定数

改正前 107

改正後 105

2 川崎市川崎区選挙区において選挙すべき議員の数

改正前 3

改正後 2

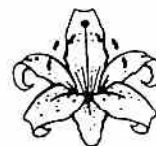
※ 今回の条例改正に際し、本市においては川崎区以外の各区選挙区において選挙すべき議員の数の改正はありません（なお、横浜市青葉区選挙区において選挙すべき議員の数が1減となりました）。

（選挙管理委員会事務局選挙部選挙課選挙係）

電話044（200）3423

（内線）56131

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成26年3月25日(火曜日)

号外第10号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○条例

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(議会・政策調査課)

2

## 本号で公布された条例のあらまし

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

- 1 議員の定数を107人から105人に改めた。(第1条関係)
- 2 公職選挙法の一部改正に伴い、全ての選挙区を定めるとともに、規定の整備を行うこととした。(第2条、第3条関係)
- 3 議員の定数を改めたことに伴い、横浜市青葉区及び川崎市川崎区における選挙すべき議員の数を改めた。(第3条関係)
- 4 この条例は、平成27年3月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行することとした。

条 例

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第16号

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和53年神奈川県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「107人」を「105人」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(選挙区の設置)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)

第15条第1項の規定により、次に掲げる区域をもつて神奈川県議会議員の1選挙区とする。

- (1) 一の市の区域(地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び逗子市の区域を除く。
- (2) 逗子市及び葉山町の区域を合わせた区域
- (3) 大磯町及び二宮町の区域を合わせた区域
- (4) 中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域を合わせた区域
- (5) 箱根町、真鶴町及び湯河原町の区域を合わせた区域
- (6) 愛川町及び清川村の区域を合わせた区域

2 法第15条第1項及び第4項の規定により、寒川町の区域をもつて神奈川県議会議員の1選挙区とする。

3 法第15条第1項及び第9項の規定により、指定都市にあつては、一の区の区域をもつて神奈川県議会議員の1選挙区とする。  
(各選挙区の名称、区域及び議員の数)

第3条 神奈川県議会議員の各選挙区の名称及び区域並びに法第15条第8項の規定による各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数
横浜市鶴見区	横浜市鶴見区	3人
横浜市神奈川区	横浜市神奈川区	3
横浜市西区	横浜市西区	1
横浜市中区	横浜市中区	2
横浜市南区	横浜市南区	2
横浜市港南区	横浜市港南区	3
横浜市保土ヶ谷区	横浜市保土ヶ谷区	2
横浜市旭区	横浜市旭区	3
横浜市磯子区	横浜市磯子区	2
横浜市金沢区	横浜市金沢区	2

横浜市港北区	横浜市港北区	4
横浜市緑区	横浜市緑区	2
横浜市青葉区	横浜市青葉区	3
横浜市都筑区	横浜市都筑区	2
横浜市戸塚区	横浜市戸塚区	3
横浜市栄区	横浜市栄区	1
横浜市泉区	横浜市泉区	2
横浜市瀬谷区	横浜市瀬谷区	1
川崎市川崎区	川崎市川崎区	2
川崎市幸区	川崎市幸区	2
川崎市中原区	川崎市中原区	3
川崎市高津区	川崎市高津区	2
川崎市宮前区	川崎市宮前区	3
川崎市多摩区	川崎市多摩区	2
川崎市麻生区	川崎市麻生区	2
相模原市緑区	相模原市緑区	2
相模原市中央区	相模原市中央区	3
相模原市南区	相模原市南区	3
横須賀市	横須賀市	5
平塚市	平塚市	3
鎌倉市	鎌倉市	2
藤沢市	藤沢市	5
小田原市	小田原市	2
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	3
逗子市・葉山町	逗子市及び葉山町	1
三浦市	三浦市	1
秦野市	秦野市	2
厚木市	厚木市	3
大和市	大和市	3
伊勢原市	伊勢原市	1
海老名市	海老名市	1
座間市	座間市	1
南足柄市	南足柄市	1
綾瀬市	綾瀬市	1
寒川町	寒川町	1
大磯町・二宮町	大磯町及び二宮町	1
足柄上	中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町	1
足柄下	箱根町、真鶴町及び湯河原町	1
愛川町・清川村	愛川町及び清川村	1

附 則

この条例は、平成27年3月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。